

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成21年10月1日(2009.10.1)

【公表番号】特表2009-505933(P2009-505933A)

【公表日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2009-006

【出願番号】特願2008-528029(P2008-528029)

【国際特許分類】

C 04 B 35/638 (2006.01)

【F I】

C 04 B 35/64 301

【手続補正書】

【提出日】平成21年8月17日(2009.8.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セラミックハニカムから有機添加剤を除去する方法であって、
ハニカムは外壁およびハニカムの一方の端から他方の端に延びる流路を有し、
流路は両端の間の複数の交錯した薄い隔壁によって輪郭を定められており、
a) 押出成形されたハニカムの両端に、外壁以下の気体透過度を有する部材を接触させて
、その部材でハニカムの両端に蓋をする工程、および
b) 有機添加剤を除去するのに十分な温度にハニカムを加熱する工程
を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

加熱が酸化雰囲気で行われることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

酸化雰囲気が空気であることを特徴とする請求項2に記載の方法。

【請求項4】

部材がセラミックまたは金属であることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項5】

部材がセラミックであることを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項6】

部材が気体を透過しないものであることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項7】

部材が板であることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項8】

有機添加剤が酸化する温度範囲内において、流路内の同一の深さにおける、ハニカムの中央の流路と外周の流路との最大温度差が、両端を板で蓋をしていないハニカムの温度差よりも少なくとも50%少ないとすることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項9】

温度差が少なくとも70%少ないとすることを特徴とする請求項8に記載の方法。

【請求項10】

有機添加剤が酸化する温度範囲内において、ハニカムの中央の流路内の温度がハニカムの外周の流路よりも低い温度を有することを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項 1 1】

有機添加剤が有機結合剤からなることを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 1 2】

有機結合剤が、メチルセルロース、エチルヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシブチルセルロース、ヒドロキシブチルメチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシメチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシエチルメチルセルロース、ナトリウムカルボキシメチルセルロースまたはそれらの混合物であることを特徴とする請求項 1 1 の方法。